

新生・UTIインドファンド インドの利上げについて

2010年7月2日、中央銀行であるインド準備銀行(RBI)は、レポ金利を5.50%、リバース・レポ金利を4.00%と、それぞれ0.25%上げると発表しました。

前回の利上げ時と同様に、インフレ懸念が高まっているためですが、市場では、2010年7月27日の金融政策決定会合での利上げが予想されていたため、今回の利上げは予想より早い実施となりました。また、7月27日にさらに0.25%の利上げが行われるとの見方が出ています。

利上げを受けた2010年7月5日のセンセックス指数は前営業日比▲0.11%の17,441.44ポイント、ムンバイ100種指数は同▲0.07%の9,323.76ポイントで取引を終えました。

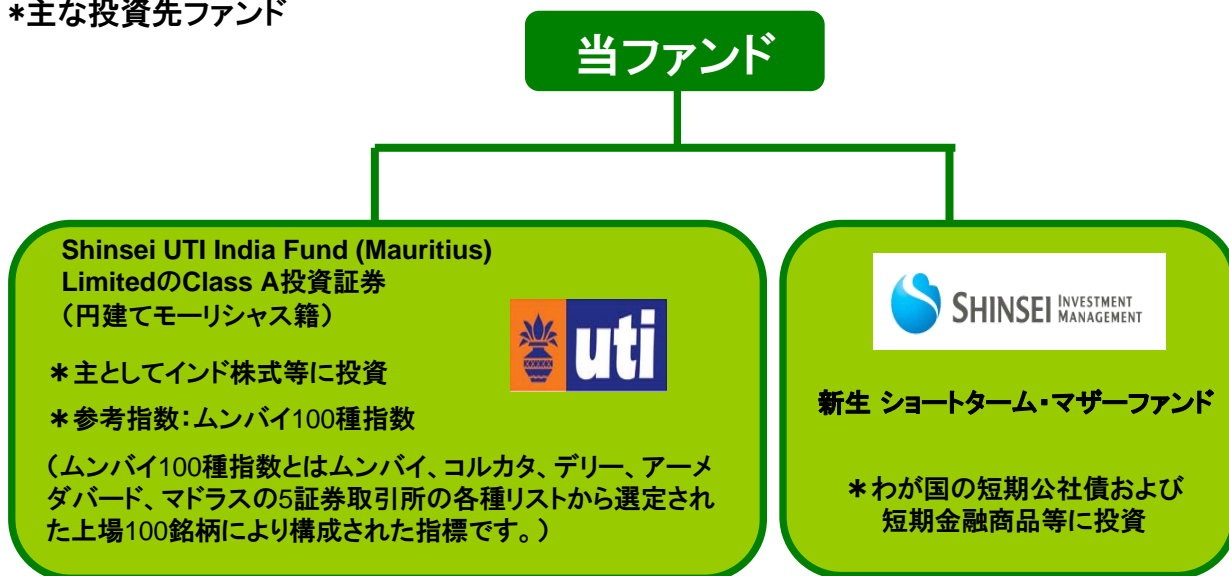
かかる中、当ファンドが投資する外国投資信託の運用会社であるUTIアセット・マネジメント(以下「UTI」といいます)のコメントをもとにレポートを作成いたしましたのでご覧ください。

<当ファンドの特色>

■主にインド株式へ投資を行う「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A 投資証券(以下、「投資先ファンド」といいます。)への投資割合を高位に保つことをめざします。また、投資先ファンドの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■当ファンドの主要投資対象である投資先ファンドは、インド国内の大手投信会社であるUTIグループが運用します。投資先ファンドにおいては、マクロ分析やセクター分析を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の定量分析や定性分析を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行います。

*主な投資先ファンド



当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。

<運用会社からのコメント(2010年7月5日現在)>

2010年7月2日、中央銀行であるインド準備銀行(RBI、以下「RBI」といいます)は、導入している流動性調整制度(LAF:Liquidity Adjustment Facility)に基づき、レポ金利を5.25%から5.50%へ、リバース・レポ金利を3.75%から4.00%へ、それぞれ0.25%上げると発表し、即日実行しました。また、最近の市場流動性の状況を鑑み、RBIは銀行に対する追加的な資金供給策の期限を2010年7月2日から2010年7月16日まで延長しました。

今回の利上げには以下のような背景があります。

インド中央統計局(CSO)が2009/2010年度第4四半期(2010年1月~2010年3月)および2009/2010年度通期の経済成長率を上方修正したことで示しているように、景気回復が確固たるものとなっています。特に、ここ数ヶ月間、製造業はとりわけ輸出の拡大により、堅調な伸びを記録しています。このような力強い経済の成長モメンタムは、資本財セクターの急速な回復、貸出しの増加などからも明らかになっています。また、例年の平均雨量を大きく下回った昨年と比べ、今年のモンスーンは例年通りと予測され、農業セクターにとっても追い風です。RBIは2010年4月に、「インドの2010/2011年度(2010年4月~2011年3月)の実質経済成長率見通しは8%だが、実際にはこれを上回る可能性がある」と発表しましたが、最近の経済指標は、インド経済が実際にRBIの見通しを上回る成長を遂げていることを示唆しています。

しかし、インフレの観点からは、いくつかの懸念が出てきました。インドの卸売物価指数上昇率は、2010年4月の前年同期比9.6%から、2010年5月には同10.2%と増加しました。食品価格のインフレ率や消費者物価指数は依然として高水準のままです。個別の食品価格の上昇はやや落ち着きを見せていますが、食品インフレ指数としては、上昇がなお続いています。最も深刻なのは、食料品以外の製品や燃料関連の価格の上昇が、ここ数ヶ月間加速していることです。2010年5月の卸売物価指数上昇率の2/3が食料品以外によるインフレからもたらされたことは、インフレがかなり本格的に進行していることと、需要サイドからの圧力があることを証明しています。

今回のRBIの政策決定は、インドの経済成長力への自信と力強い経済成長の結果としてのディマンドプル・インフレ(需要が供給を上回ることによって起こる物価上昇)を勘案して行われたものとみられます。インドの政策金利は、金融危機の最悪期にその時点の景気見通しに基づいて定められた水準から0.75%上げられました。世界経済が回復し、インドの経済成長がかつての力強さを取り戻すにつれて、インドの政策金利は「非常時」の水準から「通常」の水準へと上げる必要があると考えられ、今回の利上げもこの一環であるとUTIではみています。RBIは次回の金融政策決定会合を2010年7月27日に開催する予定です。市場では、その際さらに0.25%の金利上げが行われると予想しています。

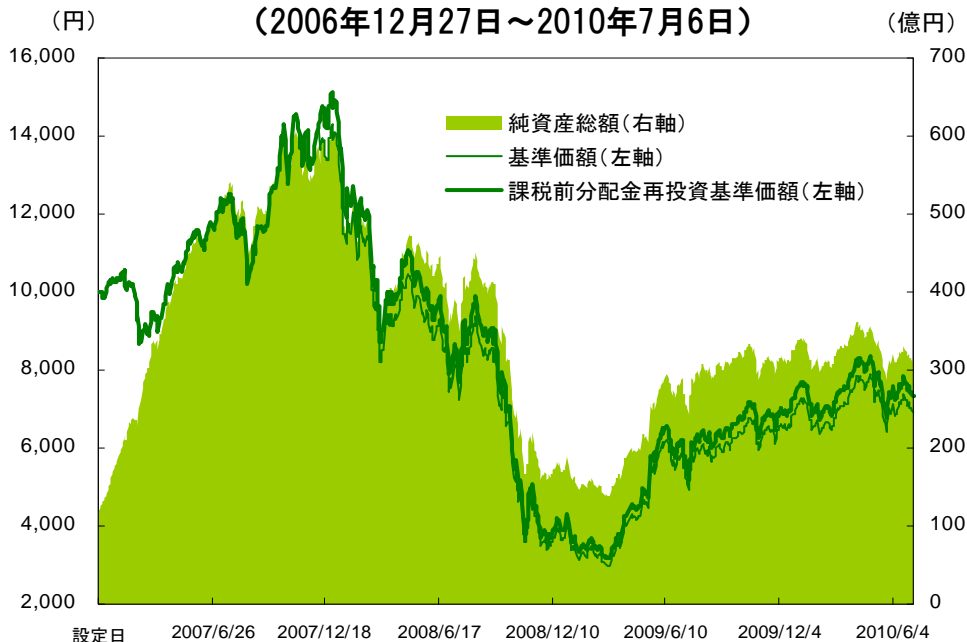
利上げは、借り手である企業や個人のエンドユーザーに借入れコストの上昇という形で影響を与えると考えられます。2010年5月までインド経済は流動性過剰となっていました。6月に入り第3世代携帯電話周波数帯の入札に絡む資金流出により状況は一転しました。今後の短期金利の動向は、いかに早く市場の流動性が回復するかにかかっています。また、今回の政策金利の引締めで、借入コストが上昇する可能性はありますが、世界のマクロ経済が安定している限り、インドの経済成長にマイナスの影響をおよぼす可能性は低いと思われます。

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。

＜当ファンドの基準価額の推移とインドの市場の動き＞

【基準価額と純資産総額の推移】

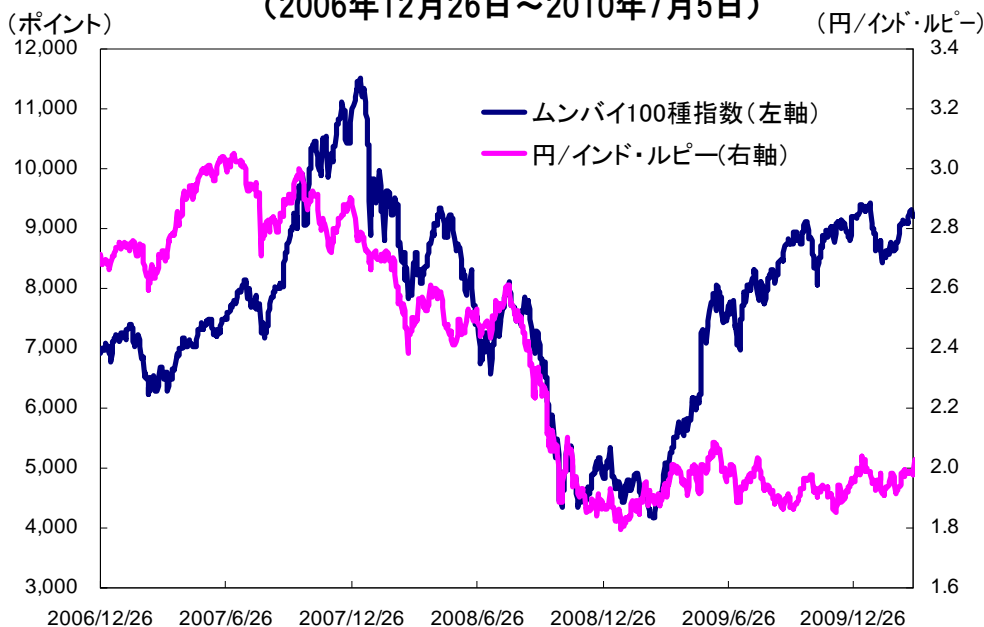
(2006年12月27日～2010年7月6日)



* 基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、課税前です。
 * 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 * 課税前分配金再投資基準価額とは、基準価額に各収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。

【ムンバイ100種指数と円/インド・ルピーの推移】

(2006年12月26日～2010年7月5日)



出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。

【投資リスク】詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

* 以下に記載するリスクおよび留意点は当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

* リスクの詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

1. 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

5. その他

金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

また投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡します。必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。

【お申込みメモ】詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

作成日:2010年7月7日
 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド名	新生・UTIインドファンド
商品分類	追加型投信/海外/株式
当初設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、受益権の取得のお申込日あるいは換金のご請求日がインドのムンバイ証券取引所、ナショナル証券取引所、モーリシャスの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込および換金のご請求の受付を行いません。
受付時間	お申込みおよびご換金の受付については、午後3時までにお申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
お申込単位	販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース(分配金再投資コース)」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。分配金のお受取方法により、お申込みには、「一般コース(分配金受取コース)」と「自動けいぞく投資コース(分配金再投資コース)」の2つのコースがあります。 お申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので販売会社にお問い合わせください。
お申込価額	取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。
ご換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。ご解約代金の受渡しは換金請求受付日から起算して7営業日目以降からとします。
課税関係 (個人の場合)	原則として、収益分配時の普通分配金ならびに、ご解約時および償還時の譲渡益に対して課税されます。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。
 (費用の詳細については投資信託説明書【交付目論見書】でご確認ください。)

お申込手数料	■申込時に直接ご負担いただく費用 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
信託財産留保額	■換金時に直接ご負担いただく費用 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に対し、0.3%を乗じた額です。
信託報酬等	■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用 実質的な信託報酬:信託財産の純資産総額に対して年率1.897%程度 *上記は当ファンドの信託報酬(年率1.197%(税抜1.14%))と投資先ファンドにおける運用報酬(0.7%)を合算したもので、お客さまが実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値です。 (その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。)

なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額につきましては、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
03-5157-5549(受付時間:営業日の9時~17時)
ホームページアドレス:http://www.shinsei-investment.com/
登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
加入協会 社団法人投資信託協会
社団法人日本証券投資顧問業協会 協会会員番号 第011-01067号

受託会社 住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)
販売会社 下記参照(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2010年7月7日現在)

金融商品取引業者名 (五十音順)		登録番号	日本証券業協会	(社)日本証券投資顧問業協会	(社)金融先物取引業協会
岩井証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第335号	○		○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
中央三井信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第21号	○	○	○
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		○
日興コーディアル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○		○
丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	○		
楽天銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社で作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡します。必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険または、保険契約者保護機構の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。投資信託のお申込み時にはお申込手数料、ならびに運用期間中は信託報酬等がかかります。